消防法施行規則等の一部を改正する省令について

１ 改正理由

○　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）において、防火対象物ごとに必要とされる消防用設備等の基準が定められており、その細目については、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）等において定められている。

○　今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号。以下「改正法」という。）の施行により、防火対象物の一類型である「共同生活援助を行う施設」について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）上の根拠条項にズレが生じることから、消防法施行規則等においても、当該条項ズレの措置を行うもの。（ハネ改正）

２ 改正対象規定

○　消防法施行規則　第十三条第一号

○　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）　第二条第一号

○　複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）　第二条第一号

３ 施行期日

令和七年十月一日（改正法の施行日）

４ パブリックコメント

不要

【理由】今回の改正は、改正法の施行により条項にズレが生じたことに伴い、規定を整理するものであることから、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第八号（他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理）に該当するため。